

平成31年度以降の就学援助費制度について

町では、経済的理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒がいるご家庭に対して、国の就学援助制度に基づき、就学上必要な経費の一部を援助しています。

平成31年4月以降については、東日本大震災を起因とした理由により、これまで就学援助の認定を受けていた方につきましても、下記のとおり認定要件の見直しを行いますのであらかじめご了承ください。また、国の被災児童生徒就学援助費制度の終了に伴い、就学援助に係る「(3) 東日本大震災による被災世帯」の認定は終了する予定となっています。終了時期については、あらためてお知らせしますので、あわせてご了承ください。

■就学援助を受けることができる方

小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的理由によって就学困難と認められ、次のいずれかに該当する場合

【認定要件（支給対象者）】

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。

(2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ア 生活保護の停止又は廃止 | イ 町民税の非課税又は減免 |
| ウ 個人の事業税の減免 | エ 固定資産税の減免 |
| オ 国民年金の掛金の減免 | カ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予 |
| キ 児童扶養手当の支給 | ク 世帯更生資金の貸与 |

(3) 東日本大震災による被災世帯

東日本大震災に起因する事情により、所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており（一部損壊を除く）経済的理由から就学が困難となった世帯で、保護者の市町村民税所得割税額の合計額が211,200円以下である方。

(4) その他 上記以外で特別な事情により経済的に就学困難である場合